平成28年度(第44回)全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について(報告)

- **1 日 時** 平成28年10月25日(火)14:00~17:00 会議 26日(水) 8:00~12:30 視察
- 2 場 所 酒田市内 日新開発ビル内「ル・ポットフー」
- 3 出席者 鳥取海区漁業調整委員会 渡部会長、志村書記

4 内容

(1) 概要

全国海区漁業調整委員会連合会による次年度の国への要望事項等について協議をした。

(2) 平成29年度要望事項について

今回提案された要望は合計15項目。内8項目はクロマグロ問題を含む大中型まき網の操業適正化に関するもの(日韓日中問題が4項目、プレジャーボート関連3項目)。

(議題の内訳)

Ⅲ 沿岸漁業の適正な利用について

- ●沿岸漁業と大中型まき網の調整について
- ・・・5題
- ・大中型まき網漁業の操業の適正化について(青森)
- ・日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について(山形)
- ・沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について(新潟、京都、山口)
- ●クロマグロの資源管理について

- ··· 3題
- ・太平洋クロマグロの資源管理について(定置網の資源管理について)(青森)
- ・クロマグロの資源管理について (新潟、京都)

Ⅳ 外国漁船問題等について

- ●外国船の操業秩序、資源管理、監視取締等について(鳥取海区提案含む)・・・4題
- ・日本海における外国漁船の操業秩序の確立と取締体制の強化について(新潟~福井)
- ・日韓暫定水域における漁業操業秩序の確立について(但馬)
- ・日韓暫定水域及び我が国排他経済水域における漁業秩序の確立並びに漁船リース事業の 優先採択について(鳥取)
- ・日韓漁業協定の実行確保と監視取締体制の充実強化について(島根)

▼ 海洋性レジャーとの調整について・・・3題

- ・プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について(山形)
- ・ミニボート利用者の実態把握と危険行為の防止について (新潟他5県)
- ・ミニボートの安全対策及びプレジャーボートの係留対策について(京都)

→ いずれの議題も、日本海ブロックの提案として総会に上程されることが議決された。

(3) 次期開催県

兵庫県で開催

(4)情報提供

「くろまぐろの資源管理」 水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室 中山 洋輔係長

(5) 視察

善寶寺及び鶴岡市加茂水族館を見学

平成29年度要望事項について

Ⅲ 沿岸資源の適正な利用について

青森県西部海区漁業調整委員会

新規要	望	○継続要望	
議	題	大中型まき網漁業の操業の適正化について	

提案理由、要旨等

大中型まき網漁業は、マイワシ、マサバなどの主対象資源が減少してきた結果、近年、その経営維持のため、これまで沿岸漁業者が主に漁獲してきたクロマグロ、ブリ、タイなどの高級魚資源を、圧倒的な設備による一網打尽の小型未成魚の多獲など質より量を重視した操業姿勢などにより、沿岸漁業との間に新たな漁場競合や資源競合などの問題を各地で惹起させ、沿岸漁業者に深刻な問題を提起しています。

国がこれまで取り組んできた日本海西部海域でのクロマグロ小型魚の保護措置や未成魚の乱獲防止措置などの一定の御努力には、敬意を表するところですが、秋田県以南の海域において、本県沖を含む日本海を広域的に回遊する複数の資源を大量漁獲している大中型まき網漁船が、クロマグロ、ブリ、タイなどを大量に漁獲することは、沿岸漁業にも大きな影響を与えることから、さらに踏み込んだ広域的、総合的な漁獲管理が必要と考えるところです。

つきましては、以下について国の従来に増しての特段の措置を要望いたします。

- 1 資源評価については、沿岸漁業者及び沖合漁業者が共に納得いくような公平性・透明性を確保するとともに、生物学的許容漁獲量に基づくTAC配分については、実績主義に陥らない調和ある適正配分と指定漁業漁獲量管理の厳正化を講じること。
- 2 TAC以外の魚種についても、水産資源の持続的利用と適正配分のために、大中型ま き網漁業に対して実効性のある措置と対応を講じること。
- 3 平成27年から行われたクロマグロの資源管理について、大中型まき網漁業の資源管理 対策をより強化することにより早急に効果を上げ、早期に零細・小規模で就業者が多い 沿岸漁業者の負担軽減を図ること。

新規要望	○継続要望	
議題日	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について	

提案理由、要旨等

山形海区では、平成24年度から沿岸漁業者と関係する大中型まき網船団体との間で漁業者協定が締結され、当該まき網船団との漁業調整が大きく前進した。

また、同時期に船舶位置監視システム(VMS)が全船団に設置され、違反操業の抑止効果が期待された。しかしながら、VMSに関しては、網船への設置であって、船団を構成する探索船、運搬船までは設置されていないため、これらの船の位置までは把握できない。また、その運用においては、本県沖で情報が取れなかった事例も発生するなど、現状では網船のみのVMSによる違反操業の抑止効果には疑問を持たざるを得ない。

ついては、VMSによる違反操業の抑止効果の向上や沿岸漁業者の不安解消のため、下 記の事項について要望する。

記

大中型まき網船団については、VMSの設置を探索船、運搬船にまで義務づけるとともに、その運用情報を公開して、システムの実効性を担保すること。

新規要望 〇継続要望 (趣旨説明:新潟・佐渡海区) 議 題 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について n

提案理由、要旨等

沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、サバなどの漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響ならびに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。

沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取り組みのほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。

ついては、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。

- 1 沿岸漁業と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、指導助言を行うこと。
- 2 天然礁周辺のまき網操業の規制について、協議の場での積極的な指導・調整を行うこと。
- 3 沿岸漁業と大中型まき網漁業とで共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対し、 適切な資源管理措置を講ずること。
- 4 日本海におけるブリ未成魚の漁獲を制限する措置を講じること。
- 5 大中型まき網漁船の本船だけでなく、灯船にもVMSが設置される措置を講じ、実効性の高い取締りを行うこと。

新規要望

○継続要望

議

題

沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について

提案理由、要旨等

京都府沿岸海域では、大中型まき網船団が操業禁止区域(距岸3海里)境界付近の天然 礁等で繰り返し操業を行い、操業区域違反等が疑われる事例が継続的に発生していたため、 府沿岸漁業者は「大中型まき網漁業との調整を考える会」を平成17年6月に組織し、同船 団の所属団体との話し合いを続け、同団体が議決した「府沿岸における操業自粛決議措置」 の遵守徹底の依頼活動を毎年続けてきた。また、平成24年8月の指定漁業の一斉更新に伴 い、本船(網船)へのVMSの設置が義務付けられた。このような状況で、まき網船の違 法操業が完全になくなるものと考えられたが、現場海域では従前と変わらず違法が疑われ る操業が続いている。

ついては、沖合漁業の適性な操業を確保し、漁場及び資源の持続的利用に資するため、 下記事項について要望する。

- 1 大中型まき網漁業の違反操業に関する取締りを十分機能させるため、付属船、特に灯船へのVMS設置を早急に実施すること。
- 2 VMS及びその他有力な情報等により、違反行為が明らかである場合には、関係船団 に対する指導、処分を迅速に行うこと。
- 3 沿岸漁業者と関係大中型まき網船団とで実効性のある漁業協定を締結していくための話し合いの場を定期的に設定するとともに、協議が円滑かつ十分に行われるよう指導・支援を行うこと。
- 4 重要漁獲対象種であるブリ・マダイ等の未成魚や産卵親魚を無差別に大量漁獲するまき網漁業を規制する等、沿岸漁業者による資源管理の取組が無駄にならないよう、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るための措置を講じること。

山口県日本海海区漁業調整委員会

新規要望 〇継続要望

議題

沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について

提案理由、要旨等

大中型まき網漁業は、漁獲能力が高くクロマグロをはじめブリ、アジ、サバ等を一度に 大量に漁獲することから、沿岸漁業と漁場競合が生じているほか、漁場の荒廃や水産資源 への影響が危惧されております。

特に大中型まき網漁業が一度操業した後には、数日間にわたって魚が寄りつかなくなる等、沿岸漁業者の操業が成り立たなくなることが大きな問題であり、沿岸漁業者側には、大中型まき網漁業の規制強化について依然として強い要望があります。また、大中型まき網漁業の光力規制違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が絶えず、沿岸漁業者は不信感を抱いています。

近年、水産庁は、両者の協議の場を設置し、積極的な関与により調整を図っていただいているところですが、引き続き、下記の事項について特段のご配意をお願い致します。

- 1 沿岸漁業者の重要な漁場については、大中型まき網漁業の操業を禁止(自粛)する措置を講じるなど、水産資源の保護と沿岸漁業者の円満な操業を確保すること。
- 2 漁業構造改革総合対策事業によるプロジェクト計画の採択にあたっては、事前に沿岸 漁業者の十分な理解を得ること。
- 3 大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化及び付属船へのVM S設置の義務付けを行うこと。
- 4 クロマグロ資源の保護のため、産卵期、産卵場における操業を禁止するなど大中型まき網漁業のクロマグロの資源管理対策を強化すること。

議題

太平洋クロマグロの資源管理について(定置網の資源管理について)

提案理由、要旨等

本県の定置漁業は、①クロマグロのみならずサケ、ブリ、マダイ等を漁獲の対象としていること、②現状ではクロマグロ小型魚を生きたまま放流することは困難であること、③年や場所、時期によって漁獲状況が異なり、毎年のクロマグロ小型魚の漁獲状況を予想するのは困難なこと等から、クロマグロ小型魚の効果的・効率的な資源管理方法の確立が早急に求められる状況にあります。

また、小型魚の漁獲抑制のため網起しの回数を減らすなどの休漁は、他の有用魚種も漁獲できなくなるので、漁業経営に与える影響は避けられない状況にあります。

このことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。

- 1 定置網に入ったクロマグロ小型魚を生かして放流する実証試験について、早急に技術を確立するとともに、その技術を一刻も早く普及させて効果を上げるために漁具の改良等経費を要する部分については補助事業の対象にするよう検討すること。
- 2 漁業収入安定対策について、特例措置の適用対象漁業を拡大するとともに、補填水準が維持できる仕組みに見直しすること。

新規要望 (趣旨説明:新潟・佐渡海区) 議 題 クロマグロの資源管理について

提案理由、要旨等

近年、クロマグロ資源の悪化に伴い、国際社会においてクロマグロの資源管理に高い関 心が集まっている。

我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについても、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の合意に基づき、昨年から国内で漁獲されるクロマグロ小型魚の資源管理に取組み、本年7月よりTAC法に準じた試行的な管理措置が開始されたところである。

太平洋クロマグロ資源は、沿岸漁業のみならず、沖合漁業にとっても大変重要な漁獲対象魚種であり、この早期回復を図るためには、単に漁獲量規制を行うだけではなく、双方の漁業者が、漁業経営に支障が及ばない範囲内で、出来うる取り組みを一つ一つ積み重ねていくことが重要である。

しかしながら、定置網漁業の混獲として漁獲される場合であっても操業を制限される可能性が生じているが、クロマグロを対象とした具体的資源管理手法が示されていないこと等から、沿岸漁業者は不安を感じている。

このことから、クロマグロの資源管理について次のとおり要望する。

- 1 クロマグロの漁獲規制において沿岸漁業者が不利にならないよう配慮すること。
- 2 定置網漁業において、クロマグロだけを選択的に管理する具体的な手法を提示すること。
- 3 クロマグロを資源管理することに伴う損失について、漁業者だけでなく地域社会全体を対象とした損失補填措置を講じること。
- 4 大中型まき網漁業が自主規制している日本海における産卵期の漁獲制限については、安定した産卵量を確保するためにも、継続実施に向けて最大限に指導力を発揮していただきたい。
- 5 定置網で混獲される未成魚に対する再放流技術や改良漁具の開発を加速させるとともに、導入に係る支援策についても併せて検討していただきたい。

議題

クロマグロの資源管理について

提案理由、要旨等

平成27年1月から太平洋クロマグロの資源管理が始まり、沖合、沿岸漁業別、海域ブロック別に30kg未満の小型魚の漁獲上限枠が設けられた。平成28年6月までの第1管理期間においては、当海区を含む西日本西部ブロックでは大きな問題が生じなかったが、一部ブロックの定置網漁業で上限枠を上回る小型魚の漁獲があったため、操業が自粛となった。第2管理期間においては、第1管理期間の経験を踏まえ、都道府県毎に小型魚の数量管理計画を作成し、定置網における共同管理枠を広範囲で設定する等の対策がとられることとなっているが、漁獲上限を上回れば、第1管理期間同様、操業自粛が求められている。定置網漁業が操業自粛となると、クロマグロだけでなく他の有用魚種についても漁獲できなくなり、定置網漁業が基幹漁業である当海区では、大きな影響を受けることになる。ついては、クロマグロの資源管理の実施にあたり、下記事項を要望する。

- 1 クロマグロ資源管理については、定置網漁業の操業に適合した効果的な管理方法を早急に検討すること。
- 2 クロマグロ資源管理の取組により、漁業者が減収や負担が強いられる場合には、十分 な支援措置等を講ずること。

IV 外国漁船問題等について

新潟・佐渡・富山・石川・福井海区漁業調整委員会

新規	要望	○継続要望	(趣旨説明:石川海区)
議	題	日本海における外国漁船の操業秩序の確立と取締体制の強化について	

提案理由、要旨等

新日韓漁業協定により、暫定水域に組み込まれた大和堆では、韓国漁船による底刺網や 篭の敷設が依然確認されており、無秩序な操業による資源の枯渇が懸念される。

また、我が国排他的経済水域(EEZ)においても韓国漁船の違法操業、中国漁船の無許可操業により、本県を含む我が国の沖合底びき網漁船やいか釣り漁船の操業に支障が生じている他、当該水域における、漁獲対象魚種のホッコクアカエビ資源の減少も懸念されている。

ついては、大和堆周辺海域の資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。

- 1 韓国、中国漁船に対する我が国監視取締体制の強化、徹底を図ること
- 2 日韓、日中の政府間漁業交渉において、我が国排他的経済水域における韓国、中国漁船の現状を強く訴えるとともに、韓国、中国漁船による違法操業根絶のための監視取締体制の強化および操業秩序維持のための指導を要請すること

議 題

日韓暫定水域における漁業操業秩序の確立について

提案理由、要旨等

山陰沖に広範囲に設定された日韓暫定水域が、韓国漁船によって占拠され、我が国の漁業者が十分に操業できない状態となって17年が経過しており、漁業者による民間協議の成果として操業が可能となった僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既に漁場として機能していない現状が確認されている。

また、この暫定水域を隠れ蓑にした韓国漁船による我が国排他的経済水域への違法な越境操業は、漁場維持機能管理事業によって繰り返し回収される大量の違法漁具からも明らかなとおり、悪質、巧妙化しながら止むことなく続いており、我が国の漁業資源に対する深刻な脅威となっている。

ついては、日韓両国の排他的経済水域にかかる境界の画定と暫定水域の解消を早急に実現されるよう要望するとともに、それまでの間、下記について具体的な対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 韓国漁船による我が国排他的経済水域内での違法操業に対する徹底した取締
- 2 政府間協議による実効性を持った暫定水域内の操業秩序の確立と、日韓共同による資源回復対策
- 3 漁場維持機能管理事業の継続と充実、強化

新規	思要望	○継続要望	
議	題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確 漁船リース事業の優先採択について	

提案理由、要旨等

日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において 15年以上協議を重ね平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな 姿勢が見られず今後も大きな進展が望めない状況です。36、57

国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具はいっこうに改善されず、漁業者はいまなお厳しい経営を強いられています。

日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待していますが、それまでの間の措置として、下記事項について格別の配慮を要望します。

記

- 1 日韓両国政府の責任において積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解 決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。
- 3 新協定締結後17年経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられる漁業者に対し、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」による漁船リース事業の優先採択をすること。

1-21279

議題

日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について

提案理由、要旨等

島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有 の領土であることは明白です。

しかしながら、竹島は半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にあります。

竹島問題に端を発して設定された日韓暫定水域では、漁業秩序が確立できていないのが 実態です。日韓漁業共同委員会交渉においては、韓国による漁業指導船派遣、日韓操業規 制検討協議会の開催等、多少の進展が見られますが、基本的な問題は解決されていません。

この状態が続けば暫定水域の水産資源の枯渇が懸念されるため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域を画定、暫定水域を撤廃すべきです。

また、日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等については、水産庁や海上保安庁による取締りが行われているものの、排他的経済水域内における韓国漁船の違反操業は後を絶たないばかりか、違反の内容は年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者による海底清掃により回収されています。

さらに、日韓漁業共同委員会で決定される、はえ縄など韓国漁船の我が国排他的経済水域内への入漁隻数は協定締結時からは減少しているものの、我が国の底びき網漁業などとの漁場競合が起こっている実態があります。

ついては本県漁業の存続に係る喫緊の課題である次の事項について要望いたします。

- 1 竹島の領土権を早急に確立し、暫定水域を撤廃すること
- 2 竹島の領土権が確立し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き 監視取締の充実強化を図ること
- 4 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと
- 5 外国漁船による影響を緩和するための対策を安定的に実施すること。

V 海洋性レジャーとの調整について

山形海区漁業調整委員会

新規	見要望	○継続要望	
議	題	プレジャーボート	利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について

提案理由、要旨等

プレジャーボートの賠償責任保険については、PR活動や漁船損害等補償法改正により 漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。

しかしながら、強制保険でないためプレジャーボートの無保険船は少なからず存在し、 とりわけ出航日数の少ない船に多いものと推察される。漁船との事故や漁具破損を起こし た場合、無保険船では、休漁補償や漁具被害の弁償が困難であるためトラブルに発展する 事例が生じている。

ついては、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の 強化として下記の事項について要望する。

- 1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること。
- 2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。
- 3 賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のための取組みを強力に推進すること。

提案理由、要旨等

ミニボートは、船舶安全法に基づく船舶検査、船舶職員および小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許の適用除外になっている。そのため、その利用者の多くは海の基本的なルールだけでなく、ミニボートが気象および海象の影響を大きく受けやすいことさえ知らない状況にあり、日本小型船舶検査機構によりまとめられた「ミニボートに係る海難実態基礎調査報告書(平成28年3月)」においても、そのことが裏付けられる結果となっている。

中でも、ミニボート利用者が沖合への出航や無灯火による夜間航行を行っており、漁船からは目視およびレーダーによる確認が極めて難しいため、漁業の操業や航行に多大な支障を生じており、海難事故の危険性が非常に危惧されている。

また、漁業者や遊漁船業者等が自主的に実施している資源管理の取組についても、ミニボート利用者への周知が難しく、資源への悪影響が懸念されている。

ついては、より一層の安全指導に加えて、安全操業ならびに漁船とミニボートとの衝突 等の危険性を回避するため、下記の事項について要望する。

記

【要望先:水産庁】

1 ミニボートによる海難および漁業の操業や航行に支障を及ぼす危険行為の防止およびミニボート利用者への資源管理に対する理解と協力を得るため、漁業サイドの視点による実態把握調査を実施し、国土交通省へ強く働き掛けること。

【要望先:国交省】

1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限および夜間航行の禁止措置を講じること。

議 題

ミニボートの安全対策及びプレジャーボートの係留対策について

提案理由、要旨等

小型船舶操縦免許や船舶検査も不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数も増加している。ミニボートは小型であるが故に他船から確認しづらく、レーダーに映りにくいにも関わらず、海上、水上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全航行や安全操業を脅かす存在となっている。

地方自治体が管理する漁港区域、港湾区域及び河川区域においては、無秩序に係留されたプレジャーボートや所有者不明の放置艇からの油漏れや沈没により周辺水域が汚染される等、ますます管理者の負担が大きくなる上、漁場への悪影響が懸念されている。このような中、京都府では漁業団体も参加する「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」により、漁港区域等のパトロール、啓発看板の設置を行うとともに、新たな係留施設の確保を検討しているが、区域内にあるプレジャーボート数がかなり多く、対応に苦慮している。これらの問題を解決するには、国と地方とが一体となって見会に対策を課いる。

これらの問題を解決するには、国と地方とが一体となって早急に対策を講じる必要がある。ついては海面を利用する者の安全を確保し、無秩序な係留等を無くすため、下記の事項について要望する。

- 1 漁業操業及び船舶航行の安全確保等に向けて、ミニボートの安全対策、海上のルール・マナーの周知徹底を図るため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講の義務付け、航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急にかつ確実に講じること。
- 2 不足するプレジャーボートの保管場所、係留施設不足を解決できる具体的な支援策を 検討すること。また、所有者不明の放置艇をこれ以上増やさないためにも、登録の義務 化等を併せて検討すること。